

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

西原町長 崎原盛秀

市町村名 (市町村コード)	西原町 (47329)
地域名 (地域内農業集落名)	西原 (森川、上原、棚原、徳佐田、翁長、与那城、我謝、安室、桃原、池田、幸地、小那覇、兼久、樹保久、津花波、呉屋、内間、小橋川、小波津)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年2月28日、2月29日 (全3回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

本町の農業はさとうきびや野菜類を中心に、肉用牛などの畜産経営が行われている。

- ・農業従事者の高齢化、農業の後継者、担い手不足
- ・農業環境が不十分であるため生産性が向上しない(小規模農地が点在、水不足など)
- ・農業従事者の技術不足及び農業の魅力不足

(2) 地域における農業の将来の在り方

農振農用地を農業生産の中心となるエリアとして設定し、中心経営体となる担い手に農地を集積・集約化する。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	189 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	189 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農業振興地域内の農用地区域内農地を農業上の利用が行われる区域とする。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
農地中間管理機構を活用して、認定農業者や新規就農者を中心に面積の拡大を進めるとともに、担い手への農地集積を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
基盤整備済の地区を重点実施地区とし、将来の経営農地の集約化を目指し、農地所有者は、出し手・受け手にかかわらず、原則として、農地を機構に貸し付けていく。(土地改良区:津花波地区・安室地区) 中心経営体が病気や怪我等の事情で営農の継続が困難になった場合には、農地バンクの機能を活用し、農地の一時保全管理や新たな受け手への付け替えを進めることができるよう、機構を通じて中心経営体への貸付けを進めていく。
(3)基盤整備事業への取組方針
土地改良区において、遊休農地の解消および農地集積・集約化を図る。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
西原町で営農しているものを中心に多様な経営体の確保・育成を図りつつ、地区外からの新規参入者についても積極的に受け入れを進めることで、持続可能な地域農業を目指す。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
JAおきなわが実施するさとうきび作業受託以外に、農作業等を受託可能な事業者や生産組織、多様な経営体(農福連携を含む)を募る。また、農家が委託したい農作業等の情報を集約するなど、受委託を促進するための環境整備に取り組む。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☐ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☒ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ⑩野菜等の収益性の高い作物は、基盤整備済の地区へ集積化する。
- ⑩畜産は住宅地から距離があり、かつ農地がまとまっている地区へ誘導する。
- ⑩西原さわふじマルシェを活用し、特産加工品の開発に向けた作物生産に取り組む。









